別紙２　単一故障状態に関する適合試験（本技術基準3.5.2.及び3.5.3.関係）

1.　水素ガス漏れを検知する装置（以下「水素ガス漏れ検知器」という。）の試験手順

1.1.　試験条件

1.1.1.　試験自動車

試験自動車が燃料電池自動車の場合にあっては、燃料電池システムを起動するとともに、試験自動車は暖機された停車状態とする。試験自動車が燃料電池自動車以外の自動車の場合にあっては、暖機されたアイドリング状態とする。自動的にアイドリングを停止する機能を搭載した自動車の場合にあっては、原動機が停止しないような措置を施すこととする。

1.1.2.　試験用ガス

空気に水素ガスを混合した次の２種類の試験用ガスを用いる。

⑴　警報機能を確認するための試験用ガス：水素濃度３％以下

⑵　水素ガス供給の遮断機能を確認するための試験用ガス：水素濃度４％以下

1.1.3.　試験場所

風の影響が少ない場所とする。

1.2.　試験方法

1.2.1.　試験の準備

1.2.1.1.　水素ガス漏れ検知器に試験用ガス導入ホースを取り付ける。

1.2.1.2.　水素ガス漏れ検知器にカバーをかけることにより、試験用ガスが水素ガス漏れ検知器の周囲に留まるようにする。

1.3.　試験

1.3.1.　警報機能を確認するための試験用ガスを水素ガス漏れ検知器に吹き付け、警報機能が正常に作動することを確認する。

1.3.2.　水素ガス供給の遮断機能を確認するための試験用ガスを水素ガス漏れ検知器に吹き付け、ガス容器の主止弁が閉じることを確認する。この場合において、主止弁への電気出力又は主止弁の作動音を監視することなどにより、主止弁の作動を確認する。

2.　密閉空間及び検出システムに関する試験手順

2.1.　試験条件

2.1.1.　試験自動車

試験自動車が燃料電池自動車の場合にあっては、燃料電池システムを起動するとともに、試験自動車は暖機された停車状態とする。試験自動車が燃料電池自動車以外の自動車の場合にあっては、暖機されたアイドリング状態とする。自動的にアイドリングを停止する機能を搭載した自動車の場合にあっては、原動機が停止しないような措置を施すこととする。

水素ガスを放出させるために必要な場合を除き、ボンネット・フード並びに荷室の蓋及び扉等は閉じていることとする。

2.1.2.　試験場所

風の影響が少ない場所とする。

2.2.　試験方法

2.2.1.　試験の準備

2.2.1.1.　試験を実施する前に、試験自動車に対し、遠隔制御により水素システムから水素ガスを放出する準備を行う。

この場合において、ガス容器の主止弁から下流の放出点の数、位置及び流量は、排出される水素ガスの発生量が最も多くなるよう自動車製作者等が指定する。ただし、遠隔制御による水素ガスの発生量は、警報機能及び水素ガスの遮断機能を十分実証できるものであること。

2.2.1.2.　本試験によって本技術基準3.5.2.への適合性を確認する場合にあっては、運転者室内又は客室内で最も水素ガスが滞留しやすい場所に水素濃度検出装置を設置すること。また、本技術基準3.5.3.への適合性を確認する場合にあっては、シミュレーションその他の手段により、あらかじめ水素ガスが滞留する可能性のあることが確認された車両内の密閉空間又は半密閉空間に水素濃度検出装置を設置する。

2.3.　試験

2.3.1.　遠隔制御により水素ガス漏れを模擬して水素を放出する。

2.3.2.　本技術基準3.5.2.への適合性を確認する場合にあっては、３分間にわたり水素濃度が上昇しなくなるまで水素濃度を連続的に測定する。本技術基準3.5.3.への適合性を確認する場合にあっては、ガス容器の主止弁が閉じ、警報が発生するまで遠隔制御により水素ガス漏れを増大させる。主止弁への電気出力又は主止弁の作動音等により、主止弁の作動を確認する。

別紙３　配管等の気密試験（本技術基準3.6.1.関係）

1.1.　試験準備

停車状態の試験自動車の動力システムを暖機し、通常の動作温度で作動させ、作動圧が配管等に加わった状態とする。

1.2.　ガス検出器又は検知液（石けん水等）を用いて高圧部から燃料電池スタック（燃料電池自動車以外の自動車にあっては、原動機）に至るまでの配管等の確認可能な箇所について水素ガス漏れの有無を検知する。

1.3.　ガス検出器を使用する場合にあっては、当該ガス検出器を可能な限り配管等の近い位置で少なくとも10秒以上作動させて検出を行う。

1.4.　検知液を使用する場合にあっては、検知液を塗布後直ちに水素ガス漏れの検知を行う。また、当該検知液を塗布してから数分後に微量の水素ガス漏れによる泡が発生していないか目視にて確認する。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四百二十号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年二月二十三日　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

6　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十条第三項第四号及び第九十八条第三項第四号の規定は適用しない。

一　平成二十九年二月二十二日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車

二　平成二十九年二月二十二日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車以外の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。この号及び次号において同じ。）を自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為（以下「改造等」という。）により、圧縮水素ガスを燃料とする自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成二十九年二月二十二日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの

三　平成二十九年二月二十二日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車以外の自動車を改造等により、圧縮水素ガスを燃料とする自動車とした検査対象外軽自動車であって、平成二十九年二月二十二日までに当該改造等が行われるもの

第十四条第三項第二号中「自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為（以下この条において「改造等」という。）」を「改造等」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。